

児童虐待への対策

住田和奏

- 1 はじめに
- 2 児童虐待の概要
- 3 児童虐待への対策
- 4 おわりに

1 はじめに

児童虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律第二条によると、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう）について行う身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待のことである。これらの虐待行為は大きな社会問題となっており、どのようにして防止すべきか考察する。

様々な社会問題、子どもに関わる問題がある中でこの児童虐待の防止について取り上げる理由は二つある。一つ目の理由として、子育て支援センターでのアルバイトの経験から、子どもへの関わり方に悩む人が多いことを実感したことが挙げられる。このことから昨年は発達と非行の関連というテーマでレポートを書き、今年も昨年同様に子育て家庭に関することについて考察したいと考えた。

二つ目の理由として、児童虐待は非行の重大要因であることが挙げられる。少年院入院者のなかで被虐待経験がある者は男子で40.0%、女子で58.9%である¹。この数字は少年からの申告のみが反映されているため、実際にはさらに多くの少年院入院者に被虐待経験があることも考えられる。

これらの理由で児童虐待、特に愛着関係の形成に重要な期間であり、その後の虐待対策の基礎にもなる未就学児の家庭に対する虐待対策について考察する。

2 児童虐待の概要

まず、児童虐待の概要について述べる。前述したように児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児

¹ 令和4年度版 法務省『犯罪白書』134頁3-2-4-8 図

<https://www.moj.go.jp/content/001387344.pdf> (2024年1月13日閲覧)

童（十八歳に満たない者をいう）について行う身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待等の行為を指す。

次に、児童虐待の現状について述べる。令和3年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待の対応件数は207,660件で、前年度に比べ2,616件（1.3%）増加しており、年々増加している。相談の種別は心理的虐待が124,724件（構成割合60.1%）と最も多く、次いで身体的虐待が49,241件（同23.7%）となっている。相談の種別は、心理的虐待が124,724件（構成割合60.1%）と最も多く、次いで身体的虐待が49,241件（同23.7%）となっている²。

次に、児童虐待の影響について述べる。まず身体的影響は、死亡、頭蓋内出血・骨折・火傷、栄養不足による発育障害などが挙げられる。知的発達面の影響は、落ち着いて学習できない、ネグレクト状態で登校できない、養育者による知的発達の阻害などが挙げられる。心理的影響は、対人関係の障害、低い自己評価、情緒不安定、PTSD、多動、擬成熟性、精神的症状、行動コントロールの問題などが挙げられる³。これらは将来子どもに大きな影響を与えることになる。

次に、児童虐待の要因について述べる。「健やか親子21検討会報告書-母子保健の2010年までの国民運動計画-」では、児童虐待の原因として四つの要素を挙げている。第一に多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けてこなかったこと、第二に生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にあること、第三に社会的に孤立し援助者がいないこと、第四に親にとって意に沿わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子）である⁴。児童虐待対策にはこれらの四要素が揃わないように働きかけることが重要である。

3 児童虐待への対策

児童虐待への取り組みは、第一に発生予防、第二に早期発見・早期介入・重度化の予防、

² 厚生労働省 令和3年度「福祉行政報告例」7頁

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/21/dl/kekka_gaiyo.pdf （2024年1月13日閲覧）

³ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）5・6頁

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf （2024年1月13日閲覧）

⁴ 健やか親子21検討会 「健やか親子21検討会報告書-母子保健の2010年までの国民運動計画-」第4節

https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/sukoyaka/tp1117-1_c_18.html （2024年1月13日閲覧）

第三にリハビリテーション・再発予防の段階がある。これらの予防策はどれも重要であるが、私は子どもの生命や人権を最初から傷つけずに守る、ということが最も重要だと考え、発生予防の観点から児童虐待への対策について考察する。

児童虐待の発生予防のためには、子育て支援を行うことが重要であると考え。その理由を二点挙げる。第一に、高リスク家庭に無理なく関わることができるからである。虐待予防のために関わるのではなく、日常的に親子に関わることで、普段の何気ない様子から親子を取り巻く環境を把握することができる。第二に、児童虐待の原因となる孤立感の解消に大きく貢献できるからである。「一人で子育てをしている」という孤立感を軽減し、一つの家庭で問題を抱え込まないようにする。

これらを踏まえ、児童虐待の発生予防のための子育て支援を具体的な例を挙げて考察する。

第一に挙げるのは、地域子育て支援拠点事業である。地域子育て支援拠点とは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である。NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図っている。この事業が始まった背景には、3歳未満児の約7～8割は家庭で子育てしていること、核家族化・地域のつながりの希薄化、男性の子育てへの関わりが少ないこと、児童数の減少が挙げられる。これらの背景から生まれた課題は、子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感があること、子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減ったことが挙げられる。地域子育て支援拠点はこれらの課題の解決のために始まり、育児不安を解消できる場となっている。地域子育て支援拠点の基本事業は、第一に子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、第二に子育て等に関する相談・援助の実施、第三に地域の子育て関連情報の提供、第四に子育て及び子育て支援に関する講習等の実施である⁵。この事業で児童虐待の発生予防として期待できることは、虐待の原因の一つである「社会的に孤立化し、援助者がいないこと」の解消である。地域子育て支援拠点で働く職員はもちろん、子育て支援拠点の利用者が相互に「支援者」となり支えあうことで、孤立感の解消が期待できる。

児童虐待の発生予防のための子育て支援として、第二に挙げられるのがファミリー・サポート・センター事業である。ファミリー・サポート・センター事業とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。この事業では、主に保育所や幼稚園への送迎、保護者の外出等の

⁵ 内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」（平成27年7月改訂版）20頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/56a679cc/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_35.pdf（2024年1月13日閲覧）

際に子どもを預かるといった相互援助活動が行われている⁶。この事業で児童虐待の発生予防として期待できることは、虐待の原因の一つである「生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にあること」の解消である。家庭内での子育てにより子どもと過ごす時間が長くなることや、仕事や家事と子育てを並行して行うことによって保護者の育児負担が大きくなる可能性がある。この育児負担を一時的にでも解消することによって、子どもへの虐待のリスクが低くなると考えられる。

児童虐待の発生予防のための子育て支援として、第三に挙げられるのが乳児家庭全戸訪問事業である。乳児家庭全戸訪問事業とは、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業である。訪問内容には、子育て支援の情報提供、母親の不安や悩みに耳を傾けること、養育環境の把握等がある⁷。この事業で児童虐待の発生予防として期待できることは、虐待の原因の一つである「社会的に孤立化し、援助者がいないこと」の解消である。また、訪問者が子どもの育つ環境を実際に見たり、親が安心できる環境で話を聞いたりすることで、生活へのストレスや、親の生育環境を把握できる可能性があり、虐待発生への策を取ることができる。

4 おわりに

以上を踏まえ、大きな社会問題となっている児童虐待への対策について、子どもの生命や人権を最初から傷つけずに守り抜くためには発生予防が重要であり、そのためには子育て支援が重要であると考えられる。そこで、上で述べたような様々な事業・施設が早い段階から子育て家庭を温かく支え、児童虐待の原因を解消していくべきである。

⁶内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」（平成27年7月改訂版）22頁
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/56a679cc/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_35.pdf（2024年1月13日閲覧）

⁷内閣府「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」（平成27年7月改訂版）21頁
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/56a679cc/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_35.pdf（2024年1月13日閲覧）